

「共謀罪」対象277 来月にも閣議決定

犯罪の計画段階で処罰する「共謀罪」の要件を変え、「テロ等準備罪」を新設する法案について、対象犯罪の数が政府原案の676から約400減り、277になる見通しとなった。政府は8月上旬にも法案を閣議決定する方針だ。

菅義偉官房長官は17日、自民党本部で二階俊博幹事長と会談。菅氏は「首相とも話した結果、今国会で法案を進めてほしい」と述べ、通常国会に提出する方針を伝えたいと述べ、対象犯罪の数を「277」に絞り込む考えを示した。二階氏は同日の記者会見で、対象犯罪の数について「少なければ少ないほど良いのではないか」と語った。

要件を変えた「テロ等準備罪」との見解を示した文書（PKO）派遣部隊の日報文書が「火種」となった。を図る構えだ。

引き追及

「共謀罪」法案をめぐることは、法務省が16日に「正当に活動する団体が犯罪を行う団体に一変したと認められる場合は処罰の対象になる」とする見解を示した。民進党の大西健介氏は、自然破壊を防ぐためには、基地建設反対運動をしてい

た市民団体が国の工事車両を阻止するために座り込みを繰り返すようになった例などを挙げ、「こうした例も（処罰対象の）『組織的犯罪集団』に変わらうという理解で間違いないか」と尋ねた。

金田勝年法相は直接の判断は示さず、「どの団体を組織的犯罪集団と認定するかの判断は裁判所が行うものだ」と答弁。大西氏から「決めるのは裁判所というが、その前段階で（捜査機関が任意の）捜査を始める。結局、普段の活動監視につながっていくのではないか」と問いただしたが、

金田氏は「（令状に基づく捜査は）裁判所による審査が機能し、捜査機関による恣意的な運用はできない」との答弁を繰り返した。

民進の山尾志桜里氏は「これまで一般の人は対象にならないと言ってきたが、矛盾をどう説明するのか」と追及した。

安倍晋三首相は宗教団体がテロ行為に走ったオウム真理教を例に挙げ、「（犯罪目的に）一変している以上、組織的犯罪集団と認められるのは当然だ。一変した段階でその人たちが一般人であるわけがない」と反論した。

定だったが、与党の反対で断念。その後は内部で聞き取り調査を続けている。民進の辻元清美氏から「大臣自らも調査対象である自覚はあるのか。第三者を入れた調査を行うべきだ」と調査委設置を求められた稲田氏は「直接様々な当事者から聞いているところだ」と説明した。

この日も一連の経緯の疑問点を問われた稲田氏は「隠蔽する意図は無かった」と強調。日報を廃棄した時期は「10月3日の（情報）開示請求受領日より前」と述べた。

民進の玉木雄一郎氏は「システムの削除ログ（記録）は残る。確実に削除されていた根拠は」と迫ると、稲田氏は「（システムは）ログを記録する仕様にはなっていない」とかわした。民進の後藤祐一氏は「（日報が）いつ廃棄されたのかは国民的関心事だ。徹底的に調査する場を作るべきだ」と求めた。

稲田氏は統合幕僚監部を調べた結果、南スーダン派遣部隊のすべての日報が電子データとして見つかったことを明らかにした。

PKO日報 廃棄の時期 調査要求

南スーダンPKOの「日報」問題では、いったん「廃棄」扱いされながら見

つかった経緯や、稲田朋美防衛相への報告が1カ月遅れとなった原因を検証する

あり方が議論になった。防衛省は14日に調査委員会の立ち上げを発表する予